

枚方市条例第 10 号

枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第1項」の次に「、第2項」を加え、同条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第23条中「及び附則第2条第2項」を削る。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第7条本文」を「第7条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則 [令和元年6月25日公布]

この条例は、公布の日から施行する。